

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2021年3月15日提出
【発行者名】	ワイエムアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 廣中 享二
【本店の所在の場所】	山口県下関市竹崎町四丁目2番36号
【事務連絡者氏名】	原田 知幸 連絡場所（本店）山口県下関市竹崎町四丁目2番36号
【電話番号】	083-223-5114
【届出の対象とした募集 内国投資信託受益証券に 係るファンドの名称】	YMアセット・バランスファンド（安定タイプ） 愛称：トリプル維新ファンド（安定タイプ） YMアセット・バランスファンド（成長タイプ） 愛称：トリプル維新ファンド（成長タイプ） （総称を「YMアセット・バランスファンド 愛称： トリプル維新ファンド」とします。）
【届出の対象とした募集 内国投資信託受益証券の 金額】	各ファンドについて10兆円を上限とし、合計で20兆円 を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2020年9月18日付で提出した有価証券届出書（以下「原有価証券届出書」）の記載事項を、半期報告書等の提出に伴い新たな内容に改めるため、本訂正届出書を提出致します。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部__は訂正部分を示し、<更新後>の記載事項は原有価証券届出書の更新後の内容を示します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

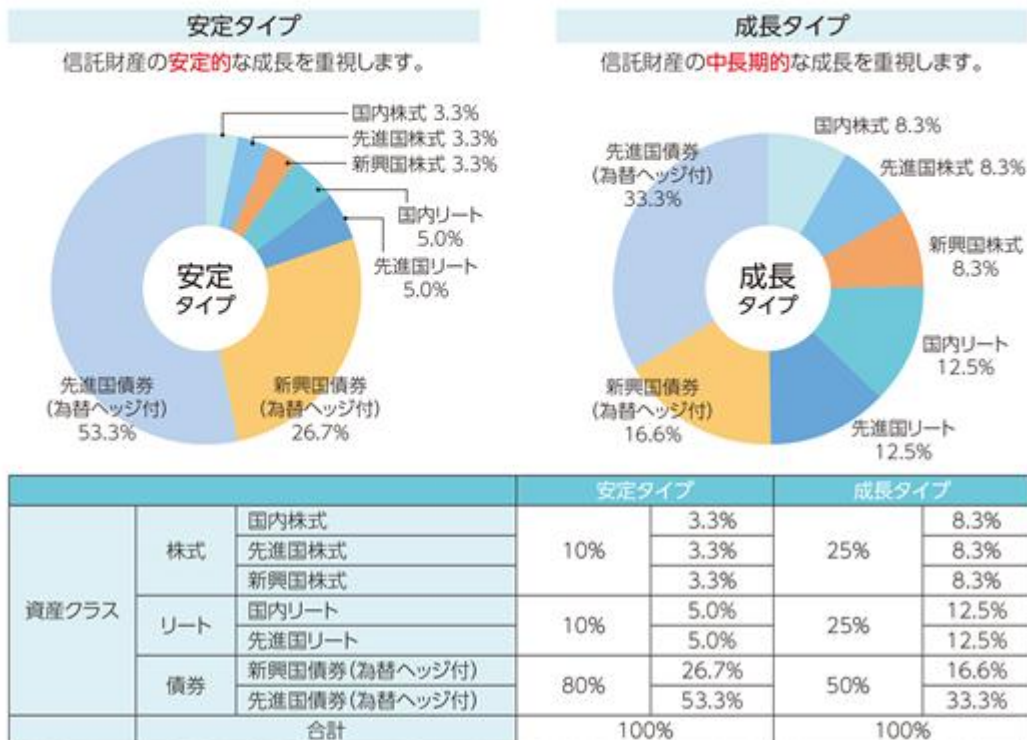
（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

<更新後>

<略>



各資産への投資比率が異なる「安定タイプ」と「成長タイプ」の2つのタイプから選択できます。



※上記は2020年12月現在の資産配分のイメージであり、実際の配分比率とは異なります。また資産クラスの種類、各資産クラスの配分および投資対象とする投資信託証券は将来変更する場合があります。



山口フィナンシャルグループの運用会社であるワイエムアセットマネジメント株式会社がファンド運用を行ないます。

経営理念

- 高潔な職業倫理のもと進取の気概を持ち、お客様の資産形成に貢献してまいります。
- 地域経済の持続可能な発展に寄与することを使命とし商品開発に取り組みます。
- 社員一人ひとりが高い志と将来への展望を持ち業務に取り組みます。

未来のあなたへ —— ワイエムアセットの提案です

(株)山口フィナンシャルグループは、(株)山口銀行、(株)もみじ銀行、(株)北九州銀行等からなる金融グループの総称です。

<略>

(3) 【ファンドの仕組み】

<更新後>

<略>

<委託会社の概況（2020年12月末日現在）>

・資本金の額 2億円

・沿革

2016年1月4日 ワイエムアセットマネジメント株式会社設立

2016年4月14日 投資運用業の登録（登録番号：中国財務局長（金商）第44号）

2017年8月31日 資本金1億円から2億円へ増資

・大株主の状況

名称	住所	所有 株式数	比率
株式会社山口フィナンシャルグループ	山口県下関市竹崎町四丁目2番36号	6,300株	90%
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	700株	10%

2【投資方針】

（3）【運用体制】

<更新後>

<略>

上記の運用体制は2020年12月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

（5）【投資制限】

<更新後>

<略>

<参考>組入投資信託証券の概要

本項は、当ファンドが投資を行なう投資信託証券の投資態度、信託報酬、関係法人等について、2021年3月15日現在で委託会社が知り得る情報をもとに記載したものであり、記載内容が変更となる場合があります。

今後、名称変更となる場合、繰上償還等により投資信託証券が除外される場合、新たな投資信託証券が追加となる場合等があります。

当ファンドが、以下のすべての投資信託証券に投資するとは限りません。

なお、下記の点については、各投資信託証券に共通となっています。

ファンドの関係法人のうち販売会社：三菱UFJ信託銀行株式会社

<略>

3【投資リスク】

<更新後>

<略>

参考情報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間に於ける年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移

YMアセット・バランスファンド(安定タイプ)



他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



YMアセット・バランスファンド(成長タイプ)



- ※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。
- ※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- ※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。
 - ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
 - ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
 - ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

各資産クラスの指数

日本株……東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
 先進国株……MSCIコクサイ・インデックス(配当込み,円ベース)
 新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み,円ベース)
 日本国債……NOMJRA-BPI国債
 先進国債……FTSE世界国債インデックス(除く日本,円ベース)
 新興国債……JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)
 (注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指数を使用しております。

各資産クラスの騰落率について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。
 MSCI インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
 NOMJRA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。
 FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。
 JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(3)【信託報酬等】

<更新後>

<略>

当ファンドの信託報酬等のほかに、当ファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。

投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加えた実質的な信託報酬（年率）の概算値は以下のとおりです。

ただし、この値はあくまで目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況等によっては、実質的な信託報酬（年率）は変動します。

組入ファンドの信託報酬を加えた実質的な信託報酬（税込、年率）の概算値

（2021年3月15日時点）

ファンド名	実質的な信託報酬率（税込）の概算値
安定タイプ	年率1.406%程度以内
成長タイプ	年率1.510%程度以内

（注）各組入投資信託証券の信託報酬等について、くわしくは、前掲の「<参考>組入投資信託証券の概要」をご参照下さい。なお、信託報酬等は2021年3月15日現在のものであり、今後変更となる場合もあります。

(5)【課税上の取扱い】

<更新後>

<略>

() 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

() 上記は、2020年12月末現在のものですので、税法または確定拠出年金法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

<略>

5【運用状況】

原有価証券届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」を次の内容に訂正・更新します。

<更新後>

【YMアセット・バランスファンド（安定タイプ）】

(1)【投資状況】

(2020年12月末日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	9,544,531,773	98.96
内 日本	9,544,531,773	98.96
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	99,904,275	1.04
純資産総額	9,644,436,048	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2020年12月末日現在)

	銘柄名	通貨 地域	種類 業種	数量 (株)	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 時価金額 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/ 日)	投資 比率
1	先進国債券（為替ヘッジあり）ファンド（適格機関投資家専用）	日本・円 日本	投資信託 受益証券 -	4,806,248,568	1.0533 5,062,795,248	1.0616 5,102,313,479	- -	52.90%
2	新興国債券（為替ヘッジあり）ファンド（適格機関投資家専用）	日本・円 日本	投資信託 受益証券 -	2,295,090,244	1.0480 2,405,369,845	1.1138 2,556,271,513	- -	26.51%
3	国内REITファンド（適格機関投資家専用）	日本・円 日本	投資信託 受益証券 -	423,099,909	1.0579 447,600,825	1.1372 481,149,216	- -	4.99%
4	先進国REITファンド（適格機関投資家専用）	日本・円 日本	投資信託 受益証券 -	440,627,835	0.9928 437,462,128	1.0815 476,539,003	- -	4.94%
5	国内株式ファンド（適格機関投資家専用）	日本・円 日本	投資信託 受益証券 -	194,267,926	1.3810 268,299,876	1.6098 312,732,507	- -	3.24%
6	先進国株式ファンド（適格機関投資家専用）	日本・円 日本	投資信託 受益証券 -	172,964,486	1.5305 264,736,204	1.7860 308,914,571	- -	3.20%
7	新興国株式ファンド（適格機関投資家専用）	日本・円 日本	投資信託 受益証券 -	187,679,185	1.3298 249,577,650	1.6337 306,611,484	- -	3.18%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

種類別および業種別投資比率

(2020年12月末日現在)

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
投資信託受益証券	国内	投資信託受益証券	98.96
	小計		98.96
合 計 (対純資産総額比)			98.96

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2020年12月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (2016年6月24日)	1,278,590,000	-	1.0000	-
第1計算期間末 (2017年6月23日)	6,572,986,440	6,572,986,440	1.0203	1.0202
第2計算期間末 (2018年6月25日)	7,813,988,294	7,813,988,294	0.9888	0.9888
第3計算期間末 (2019年6月24日)	10,475,570,427	10,475,570,427	1.0368	1.0367
第4計算期間末 (2020年6月23日)	9,496,649,545	9,496,649,545	1.0476	1.0475
2019年12月末日	9,669,292,475	-	1.0552	-
2020年1月末日	9,728,842,371	-	1.0692	-
2月末日	9,751,161,394	-	1.0729	-
3月末日	9,076,854,411	-	1.0002	-
4月末日	9,123,568,097	-	1.0058	-
5月末日	9,425,914,152	-	1.0378	-
6月末日	9,491,363,883	-	1.0467	-
7月末日	9,630,440,996	-	1.0652	-
8月末日	9,628,905,232	-	1.0682	-
9月末日	9,553,534,636	-	1.0634	-
10月末日	9,457,888,948	-	1.0564	-
11月末日	9,654,222,385	-	1.0835	-
12月末日	9,644,436,048	-	1.0916	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
2020年6月24日～ 2020年12月23日	-

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	2.0
第2計算期間	3.1
第3計算期間	4.9
第4計算期間	1.0
2020年6月24日～ 2020年12月23日	3.7

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1計算期間	9,316,425,355	2,874,158,216	6,442,267,139
第2計算期間	3,850,948,236	2,390,961,146	7,902,254,229
第3計算期間	3,196,596,548	994,968,157	10,103,882,620
第4計算期間	283,268,858	1,321,746,300	9,065,405,178
2020年6月24日～ 2020年12月23日	161,061,099	384,385,741	8,842,080,536

(注) 第1計算期間の設定数量には当初設定数量を含んでおります。

(参考情報) 運用実績

●YMアセット・バランスファンド(安定タイプ)

2020年12月30日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

■ 基準価額・純資産の推移

基準価額	10,916円
純資産総額	96億円

基準価額の騰落率	
期間	ファンド
1か月間	+0.7%
3か月間	+2.7%
6か月間	+4.3%
1年間	+3.4%
3年間	+6.4%
5年間	—
設定来	+9.2%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において実質的な運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

■ 分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算期	直近1年間分配金合計額: 0円				設定来分配金合計額: 0円			
	第1期 17年6月	第2期 18年6月	第3期 19年6月	第4期 20年6月				
分配金	0円	0円	0円	0円				

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

■ 主要な資産の状況

組入ファンド別構成	比率
国内株式ファンド	3.2%
先進国株式ファンド	3.2%
新興国株式ファンド	3.2%
国内REITファンド	5.0%
先進国REITファンド	4.9%
先進国債券(為替ヘッジあり)ファンド	52.9%
新興国債券(為替ヘッジあり)ファンド	26.5%
コールローン、その他	1.0%
合計	100.0%

※ファンド名は「(適格機関投資家専用)」を省略しています。

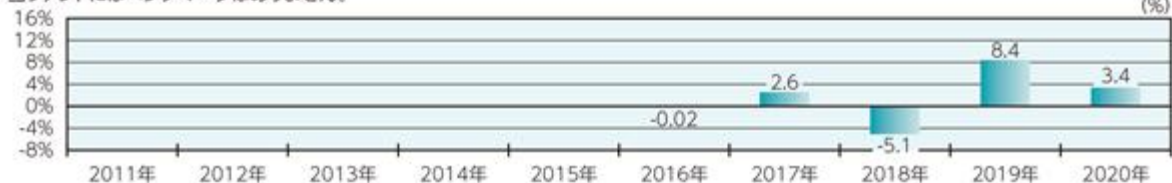
※比率は、純資産総額に対するものです。
※比率の合計が四捨五入の関係で100%にならないことがあります。

通貨別構成	比率
日本円	88.9%
米ドル	9.5%
ユーロ	0.6%
豪ドル	0.4%
シンガポール・ドル	0.2%
英ポンド	0.2%
カナダ・ドル	0.1%
香港ドル	0.1%
メキシコ・ペソ	0.0%
その他	0.0%
合計	100.0%

※比率は、組入ファンドの合計です。
※為替ヘッジ付外債は、日本円に分類しています。

■ 年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



※ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
※2016年は設定日(6月24日)から年末、2020年は12月30日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

【YMアセット・バランスファンド(成長タイプ)】

(1) 【投資状況】

(2020年12月末日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	3,247,209,697	98.91
内 日本	3,247,209,697	98.91
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	35,836,431	1.09
純資産総額	3,283,046,128	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2020年12月末日現在)

	銘柄名	通貨 地域	種類 業種	数量 (株)	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 時価金額 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/ 日)	投資 比率
1	先進国債券(為替ヘッジあり)ファンド(適格機関投資家専用)	日本・円 日本	投資信託 受益証券 -	1,014,033,127	1.0543 1,069,161,658	1.0616 1,076,497,567	- -	32.79%
2	新興国債券(為替ヘッジあり)ファンド(適格機関投資家専用)	日本・円 日本	投資信託 受益証券 -	481,476,408	1.0510 506,048,042	1.1138 536,268,423	- -	16.33%
3	国内REITファンド(適格機関投資家専用)	日本・円 日本	投資信託 受益証券 -	362,700,935	1.0600 384,492,330	1.1372 412,463,503	- -	12.56%
4	先進国REITファンド(適格機関投資家専用)	日本・円 日本	投資信託 受益証券 -	379,330,962	0.9950 377,465,353	1.0815 410,246,435	- -	12.50%
5	国内株式ファンド(適格機関投資家専用)	日本・円 日本	投資信託 受益証券 -	169,608,900	1.3865 235,174,772	1.6098 273,036,407	- -	8.32%
6	先進国株式ファンド(適格機関投資家専用)	日本・円 日本	投資信託 受益証券 -	151,403,264	1.5332 232,133,508	1.7860 270,406,229	- -	8.24%
7	新興国株式ファンド(適格機関投資家専用)	日本・円 日本	投資信託 受益証券 -	164,223,011	1.3401 220,081,079	1.6337 268,291,133	- -	8.17%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

種類別および業種別投資比率

(2020年12月末日現在)

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
投資信託受益証券	国内	投資信託受益証券	98.91
	小計		98.91
合 計 (対純資産総額比)			98.91

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2020年12月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (2016年6月24日)	843,380,000	-	1.0000	-
第1計算期間末 (2017年6月23日)	3,022,624,974	3,022,624,974	1.0819	1.0818
第2計算期間末 (2018年6月25日)	3,091,660,545	3,091,660,545	1.0794	1.0793
第3計算期間末 (2019年6月24日)	2,991,114,445	2,991,114,445	1.1301	1.1300
第4計算期間末 (2020年6月23日)	2,945,800,497	2,945,800,497	1.1141	1.1141
2019年12月末日	2,911,546,997	-	1.1823	-
2020年1月末日	2,969,935,953	-	1.1924	-
2月末日	2,912,010,530	-	1.1807	-
3月末日	2,624,482,423	-	1.0312	-
4月末日	2,729,850,243	-	1.0553	-
5月末日	2,890,201,370	-	1.1000	-
6月末日	2,941,895,312	-	1.1081	-
7月末日	3,031,267,053	-	1.1344	-
8月末日	3,094,859,527	-	1.1540	-
9月末日	3,108,997,121	-	1.1437	-
10月末日	3,093,156,587	-	1.1250	-
11月末日	3,255,458,563	-	1.1817	-
12月末日	3,283,046,128	-	1.1983	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
2020年6月24日～ 2020年12月23日	-

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	8.2
第2計算期間	0.2
第3計算期間	4.7
第4計算期間	1.4
2020年6月24日～ 2020年12月23日	6.3

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1計算期間	4,998,159,904	2,204,298,430	2,793,861,474
第2計算期間	1,178,661,952	1,108,217,658	2,864,305,768
第3計算期間	479,035,008	696,476,009	2,646,864,767
第4計算期間	596,189,622	598,995,896	2,644,058,493
2020年6月24日～ 2020年12月23日	350,168,417	255,737,369	2,738,489,541

(注) 第1計算期間の設定数量には当初設定数量を含んでおります。

(参考情報) 運用実績

●YMアセット・バランスファンド(成長タイプ)

2020年12月30日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

■ 基準価額・純資産の推移

基準価額	11,983円
純資産総額	32億円

基準価額の騰落率	
期間	ファンド
1か月間	+1.4%
3か月間	+4.8%
6か月間	+8.1%
1年間	+1.4%
3年間	+7.6%
5年間	—
設定来	+19.8%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において実質的な運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

■ 分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算期	直近1年間分配金合計額: 0円				設定来分配金合計額: 0円			
	第1期 17年6月	第2期 18年6月	第3期 19年6月	第4期 20年6月				
分配金	0円	0円	0円	0円				

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

■ 主要な資産の状況

組入ファンド別構成	比率
国内株式ファンド	8.3%
先進国株式ファンド	8.2%
新興国株式ファンド	8.2%
国内REITファンド	12.6%
先進国REITファンド	12.5%
先進国債券(為替ヘッジあり)ファンド	32.8%
新興国債券(為替ヘッジあり)ファンド	16.3%
コールローン、その他	1.1%
合計	100.0%

※ファンド名は「(適格機関投資家専用)」を省略しています。

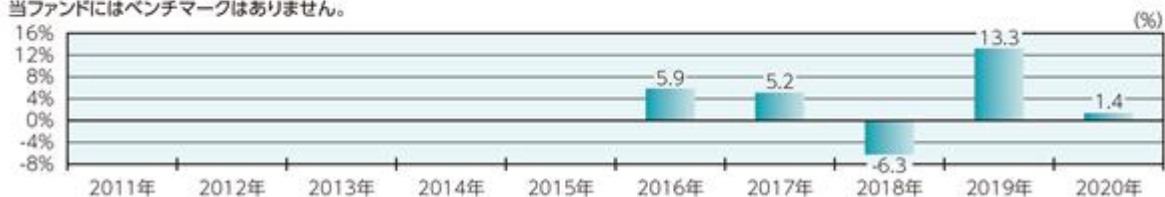
※比率は、純資産総額に対するものです。
※比率の合計が四捨五入の関係で100%にならないことがあります。

通貨別構成	比率
日本円	71.3%
米ドル	23.9%
ユーロ	2.2%
豪ドル	1.0%
シンガポール・ドル	0.5%
英ポンド	0.5%
カナダ・ドル	0.3%
香港ドル	0.2%
メキシコ・ペソ	0.0%
その他	0.0%
合計	100.0%

※比率は、組入ファンドの合計です。
※為替ヘッジ付外債は、日本円に分類しています。

■ 年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



※ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
※2016年は設定日(6月24日)から年末、2020年は12月30日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第3【ファンドの経理状況】

原有価証券届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表」の末尾に、以下の中間財務諸表を追加します。

【中間財務諸表】**【YMアセット・バランスファンド（安定タイプ）】**

1．当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（2020年6月24日から2020年12月23日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

YMアセット・バランスファンド（安定タイプ）
（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	前計算期間末 (2020年6月23日現在)	当中間計算期間末 (2020年12月23日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	7,827	636,867
コール・ローン	140,866,852	139,417,734
投資信託受益証券	9,403,831,000	9,511,860,750
未収入金	11,000,000	23,000,000
流動資産合計	9,555,705,679	9,674,915,351
資産合計	9,555,705,679	9,674,915,351
負債の部		
流動負債		
未払解約金	5,798,127	13,794,053
未払受託者報酬	1,289,282	1,323,241
未払委託者報酬	51,572,725	52,931,493
その他未払費用	396,000	396,896
流動負債合計	59,056,134	68,445,683
負債合計	59,056,134	68,445,683
純資産の部		
元本等		
元本	1 9,065,405,178	1 8,842,080,536
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	431,244,367	764,389,132
（分配準備積立金）	298,730,975	286,198,303
元本等合計	9,496,649,545	9,606,469,668
純資産合計	9,496,649,545	9,606,469,668
負債純資産合計	9,555,705,679	9,674,915,351

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前中間計算期間 (自 2019年6月25日 至 2019年12月24日)	当中間計算期間 (自 2020年6月24日 至 2020年12月23日)
営業収益		
受取利息	25	35
有価証券売買等損益	198,303,843	404,029,750
営業収益合計	198,303,868	404,029,785
営業費用		
支払利息	36,562	34,176
受託者報酬	1,347,367	1,323,241
委託者報酬	53,896,436	52,931,493
その他費用	408,158	396,896
営業費用合計	55,688,523	54,685,806
営業利益又は営業損失()	142,615,345	349,343,979
経常利益又は経常損失()	142,615,345	349,343,979
中間純利益又は中間純損失()	142,615,345	349,343,979
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	5,958,817	8,571,410
期首剰余金又は期首欠損金()	371,687,807	431,244,367
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,400,555	10,721,550
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,400,555	10,721,550
剰余金減少額又は欠損金増加額	38,694,719	18,349,354
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	38,694,719	18,349,354
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	475,050,171	764,389,132

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当中間計算期間 (自 2020年6月24日 至 2020年12月23日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区 分	前計算期間末 (2020年6月23日現在)	当中間計算期間末 (2020年12月23日現在)
1. 1 期首元本額	10,103,882,620円	9,065,405,178円
期中追加設定元本額	283,268,858円	161,061,099円
期中一部解約元本額	1,321,746,300円	384,385,741円
2. 受益権の総数	9,065,405,178口	8,842,080,536口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	前中間計算期間 (自 2019年6月25日 至 2019年12月24日)	当中間計算期間 (自 2020年6月24日 至 2020年12月23日)
	該当事項はありません。	該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区 分	前計算期間末 (2020年6月23日現在)	当中間計算期間末 (2020年12月23日現在)
1. 貸借対照表計上額と時価との差額	金融商品は全て時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)上記以外の金融商品 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前計算期間末 (2020年6月23日現在)	当中間計算期間末 (2020年12月23日現在)
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

	前計算期間末 (2020年6月23日現在)	当中間計算期間末 (2020年12月23日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0476円 (10,476円)	1.0864円 (10,864円)

【YMアセット・バランスファンド(成長タイプ)】

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(2020年6月24日から2020年12月23日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

YMアセット・バランスファンド（成長タイプ）
（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	前計算期間末 (2020年6月23日現在)	当中間計算期間末 (2020年12月23日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	39,076,923	44,915,842
投資信託受益証券	2,919,036,490	3,210,619,830
未収入金	7,000,000	11,000,000
流動資産合計	2,965,113,413	3,266,535,672
資産合計	2,965,113,413	3,266,535,672
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,476,855	4,955,045
未払受託者報酬	387,501	429,323
未払委託者報酬	17,052,560	18,892,590
その他未払費用	396,000	396,000
流動負債合計	19,312,916	24,672,958
負債合計	19,312,916	24,672,958
純資産の部		
元本等		
元本	1 2,644,058,493	1 2,738,489,541
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	301,742,004	503,373,173
（分配準備積立金）	131,289,552	119,488,193
元本等合計	2,945,800,497	3,241,862,714
純資産合計	2,945,800,497	3,241,862,714
負債純資産合計	2,965,113,413	3,266,535,672

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前中間計算期間 (自 2019年6月25日 至 2019年12月24日)	当中間計算期間 (自 2020年6月24日 至 2020年12月23日)
営業収益		
有価証券売買等損益	134,670,766	209,583,340
営業収益合計	134,670,766	209,583,340
営業費用		
支払利息	10,665	10,747
受託者報酬	399,127	429,323
委託者報酬	17,563,656	18,892,590
その他費用	396,000	396,000
営業費用合計	18,369,448	19,728,660
営業利益又は営業損失()	116,301,318	189,854,680
経常利益又は経常損失()	116,301,318	189,854,680
中間純利益又は中間純損失()	116,301,318	189,854,680
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	8,202,803	10,098,947
期首剰余金又は期首欠損金()	344,249,678	301,742,004
剰余金増加額又は欠損金減少額	32,449,630	51,546,702
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	32,449,630	51,546,702
剰余金減少額又は欠損金増加額	52,626,210	29,671,266
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	52,626,210	29,671,266
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	432,171,613	503,373,173

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当中間計算期間 (自 2020年6月24日 至 2020年12月23日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区 分	前計算期間末 (2020年6月23日現在)	当中間計算期間末 (2020年12月23日現在)
1. 1 期首元本額	2,646,864,767円	2,644,058,493円
期中追加設定元本額	596,189,622円	350,168,417円
期中一部解約元本額	598,995,896円	255,737,369円
2. 受益権の総数	2,644,058,493口	2,738,489,541口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	前中間計算期間 (自 2019年6月25日 至 2019年12月24日)	当中間計算期間 (自 2020年6月24日 至 2020年12月23日)
	該当事項はありません。	該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区 分	前計算期間末 (2020年6月23日現在)	当中間計算期間末 (2020年12月23日現在)
1. 貸借対照表計上額と時価との差額	金融商品は全て時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)上記以外の金融商品 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前計算期間末 (2020年6月23日現在)	当中間計算期間末 (2020年12月23日現在)
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

	前計算期間末 (2020年6月23日現在)	当中間計算期間末 (2020年12月23日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,114円 (11,141円)	1,183円 (11,838円)

2【ファンドの現況】

原有価証券届出書の「第二部 ファンドの情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況」を次の内容に訂正・更新します。

<更新後>

【純資産額計算書】

YMアセット・バランスファンド(安定タイプ)

(2020年12月末日現在)

資産総額	9,646,530,195円
負債総額	2,094,147円
純資産総額(-)	9,644,436,048円
発行済数量	8,835,082,865口
1単位当たり純資産額(/)	1.0916円

YMアセット・バランスファンド(成長タイプ)

(2020年12月末日現在)

資産総額	3,283,823,565円
負債総額	777,437円
純資産総額(-)	3,283,046,128円
発行済数量	2,739,646,578口
1単位当たり純資産額(/)	1.1983円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<更新後>

a. 資本金の額

2020年12月末日現在

資本金の額 2億円

発行可能株式総数 12,000株

発行済株式総数 7,000株

過去5年間における資本金の額の増減

2017年8月 資本金2億円に増資

<略>

2【事業の内容及び営業の概況】

<更新後>

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。

2020年12月末日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	6	27,504,389,436
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	0	0
単位型公社債投資信託	0	0
合計	6	27,504,389,436

3【委託会社等の経理状況】

原有価証券届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」を次の内容に訂正・更新します。

<更新後>

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに、同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
- (2) 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- (3) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により監査を受けております。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期事業年度に係る中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
預金	204,993	153,817
前払費用	1,448	1,461
未収委託者報酬	43,880	52,059
未収収益	0	0
流動資産合計	250,322	207,339
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	0	0
工具器具備品	0	0
有形固定資産合計	1	0
無形固定資産		
ソフトウェア	0	0
無形固定資産合計	0	0
投資その他の資産		
敷金	7,490	7,490
投資その他の資産合計	7,490	7,490
固定資産合計	7,490	7,490
資産の部合計	257,813	214,829

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	601	478
未払金	20,700	23,740
未払代行手数料	19,223	22,549
その他未払金	1,476	1,190
未払費用	5,315	11,929
未払法人税等	2,023	1,863
未払消費税等	4,181	734
流動負債合計	32,822	38,747
負債の部合計	32,822	38,747
純資産の部		
株主資本		
資本金	200,000	200,000
資本剰余金		
資本準備金	150,000	150,000
資本剰余金合計	150,000	150,000
利益剰余金		
その他利益剰余金	125,008	173,917
繰越利益剰余金	125,008	173,917
利益剰余金合計	125,008	173,917
株主資本合計	224,991	176,082
純資産の部合計	224,991	176,082
負債及び純資産の部合計	257,813	214,829

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		232,413		225,402
営業収益計		232,413		225,402
営業費用				
代行手数料		111,477		103,742
外注費		7,190		7,901
通信費		24,992		32,676
印刷費		11,112		14,755
広告宣伝費		858		2,089
諸会費		812		914
営業費用計		156,443		162,081
一般管理費				
給料手当	1	62,788	1	91,066
旅費交通費		1,167		812
地代家賃		7,886		7,886
減価償却費		-		55
租税公課		2,388		2,545
諸経費		6,402		7,356
一般管理費計		80,634		109,722
営業損失		4,663		46,401
営業外収益				
受取利息		2		1
雑収入		0		1
営業外収益計		2		3
経常損失		4,661		46,398
特別損失				
減損損失	2	-	2	1,923
特別損失計		-		1,923
税引前当期純損失		4,661		48,322
法人税、住民税及び事業税		586		586
法人税等合計		586		586
当期純損失		5,248		48,908

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	200,000	150,000	150,000	119,760	119,760	230,239	230,239
当期変動額							
当期純損失				5,248	5,248	5,248	5,248
当期変動額合計				5,248	5,248	5,248	5,248
当期末残高	200,000	150,000	150,000	125,008	125,008	224,991	224,991

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	200,000	150,000	150,000	125,008	125,008	224,991	224,991
当期変動額							
当期純損失				48,908	48,908	48,908	48,908
当期変動額合計				48,908	48,908	48,908	48,908
当期末残高	200,000	150,000	150,000	173,917	173,917	176,082	176,082

注記事項

（重要な会計方針）

1. 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産
建物附属設備について、定額法を採用しており、耐用年数は10年です。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（未適用の会計基準等）

収益認識に係る会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）

（1）概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約による履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

（2）適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

（3）当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 2019年7月4日）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）

（1）概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
 - ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産
- また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

（2）適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額（減損損失累計額を含む）（単位：千円）

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
建物附属設備	2,980	4,959
工具器具備品	997	997

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引（単位：千円）

	前事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
出向者人件費親会社負担額	30,141	-
出向者人件費当社負担額	30,141	79,114

なお、前事業年度における出向者人件費親会社負担額については、親会社が負担しているものであり、当社損益計算書には計上されておりません。また、当事業年度における出向者人件費については、当社が全額負担しております。

2 減損損失

当社は以下の資産について減損損失を計上しております。

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

場 所	用 途	種 類
本社(山口県下関市) 東京事業部(東京都中央区)	事業用資産	建物附属設備

当社は、投資運用業を行う単一の事業を行っており、全体を一つのキャッシュ・フロー生成単位としてグルーピングしております。

継続的に営業損失を計上しており、投資額の回収に時間を要す見込みであるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額1,923千円（建物附属設備）を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、使用価値により測定しており、使用価値については将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、割引率の記載を省略しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
普通株式	7,000株			7,000株	

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
普通株式	7,000株			7,000株	

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金に限定しており、また資金調達については、借入によらず、株式の発行により行う方針です。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、流動性リスクは僅少であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる運転資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2019年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	204,993	204,993	
(2) 未収委託者報酬	43,880	43,880	
資産計	248,874	248,874	
(1) 未払金	20,700	20,700	
負債計	20,700	20,700	

当事業年度（2020年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	153,817	153,817	
(2) 未収委託者報酬	52,059	52,059	
資産計	205,877	205,877	
(1) 未払金	23,740	23,740	
負債計	23,740	23,740	

（注1）金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 預金、(2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
敷金	7,490	7,490

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産の発生主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金（注1）	37,782	54,699
入会金否認	713	371
減価償却超過額	3,627	2,904
一括償却資産の損金不算入額	73	141
繰延税金資産小計	42,197	58,087
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注1）	37,782	54,669
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	4,413	3,413
評価性引当額小計	42,197	58,087
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金資産の純額	-	-

（注1）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度（2020年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	-	-	-	-	-	54,669	54,669
評価性引当額	-	-	-	-	-	54,669	54,669
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
税引前当期純損失を計上したため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

有形固定資産の全てが本邦に所在しているため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手がないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. セグメント情報
当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。
2. 関連情報
 - (1) 商品及びサービスごとの情報
単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が90%を超えるため、記載を省略しております。
 - (2) 地域ごとの情報
営業収益
内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。
有形固定資産
有形固定資産の全てが本邦に所在しているため、記載を省略しております。
 - (3) 主要な顧客ごとの情報
外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手がないため、記載を省略しております。
3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
該当事項はありません。
4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
該当事項はありません。
5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引
 - (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る）等
前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権の所有(被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株) 山口 フィナン シャルグ ループ	下関市 竹崎町	50,000	持株会社	(被所有) 直接90.0	出向者の 受入	出向者人件費 (注1)	60,282	未払費用	2,039

条件および取引条件の決定方針等

- (注1) 出向契約に基づき、出向者人件費については、親会社及び当社が各50%負担しています。
- (注2) 上記取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等が含まれております。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権の所有(被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株) 山口 フィナン シャルグ ループ	下関市 竹崎町	50,000	持株会社	(被所有) 直接90.0	出向者の 受入	出向者人件費 (注1)	79,114	未払費用	6,912

条件および取引条件の決定方針等

- (注1) 出向契約に基づき、出向契約に係る人件費相当額を支払っております。
- (注2) 上記取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及びその他の関係会社の子会社等

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	㈱山口銀行	下関市竹崎町	10,005	銀行業		投信の販売委託	投信販売(注1)	45,537	未払代行手数料	10,408
							預金(注2)	(平均残高)206,714	預金	204,761
同一の親会社を持つ会社	㈱もみじ銀行	広島市中区	10,000	銀行業		投信の販売委託	投信販売(注1)	25,056	未払代行手数料	3,836
同一の親会社を持つ会社	ワイエム証券㈱	下関市豊前田	1,270	金融商品取引業		投信の販売委託	投信販売(注1)	36,409	未払代行手数料	4,104
同一の親会社を持つ会社	三友㈱	下関市竹崎町	50	不動産業		事務所の賃借	賃借料の支払(注1)	7,490	敷金前払費用	7,490 674
主要株主の子会社	大和証券㈱	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業		出向者の受入	出向者人件費(注3)	17,706		
主要株主の子会社	大和証券投資信託委託㈱	東京都千代田区	15,174	投資運用業		出向者の受入	出向者人件費(注3)	14,940		

1. 上記大和証券投資信託委託㈱は、2020年4月1日付で、その商号を大和アセットマネジメント㈱に変更しております。

2. 取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 一般的な取引と同様な条件で行っております。

(注3) 出向契約に基づき、出向者に係る人件費相当額を支払っております。

(注4) 上記取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等が含まれております。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	㈱山口銀行	下関市竹崎町	10,005	銀行業		投信の販売委託	投信販売(注1)	47,818	未払代行手数料	12,283
							預金(注2)	(平均残高)186,545	預金	153,724
同一の親会社を持つ会社	㈱もみじ銀行	広島市中区	10,000	銀行業		投信の販売委託	投信販売(注1)	24,217	未払代行手数料	4,831
同一の親会社を持つ会社	ワイエム証券㈱	下関市豊前田	1,270	金融商品取引業		投信の販売委託	投信販売(注1)	27,061	未払代行手数料	4,129
同一の親会社を持つ会社	三友㈱	下関市竹崎町	50	不動産業		事務所の賃借	賃借料の支払(注1)	7,490	敷金前払費用	7,490 686
主要株主の子会社	大和証券㈱	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業		出向者の受入	出向者人件費(注3)	432		
主要株主の子会社	大和証券投資信託委託㈱	東京都千代田区	15,174	投資運用業		出向者の受入	出向者人件費(注3)	11,520		

1. 上記大和証券投資信託委託㈱は、2020年4月1日付で、その商号を大和アセットマネジメント㈱に変更しております。

2. 取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 一般的な取引と同様な条件で行っております

(注3) 出向契約に基づき、出向者に係る人件費相当額を支払っております。

(注4) 上記取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

(株)山口フィナンシャルグループ（東京証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	32,141.62円	25,154.65円
1株当たり当期純損失金額	749.77円	6,986.98円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
当期純損失（千円）	5,248	48,908
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純損失（千円）	5,248	48,908
普通株式の期中平均株式数（株）	7,000	7,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

	当中間会計期間 (2020年9月30日)
資産の部	
流動資産	
預金	140,143
立替金	347
前払費用	2,249
未収委託者報酬	64,872
未収収益	0
流動資産合計	207,613
固定資産	
有形固定資産	
建物附属設備	0
工具器具備品	0
有形固定資産合計	0
無形固定資産	
ソフトウェア	0
無形固定資産合計	0
投資その他の資産	
敷金	7,490
投資その他の資産合計	7,490
固定資産合計	7,490
資産の部合計	215,103

(単位：千円)

	当中間会計期間 (2020年9月30日)
負債の部	
流動負債	
預り金	405
未払金	30,043
未払代行手数料	28,919
その他未払金	1,123
未払費用	5,848
未払法人税等	1,408
未払消費税等	2,949
流動負債合計	40,655
負債の部合計	40,655
純資産の部	
株主資本	
資本金	200,000
資本剰余金	
資本準備金	150,000
資本剰余金合計	150,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	175,552
繰越利益剰余金	175,552
利益剰余金合計	175,552
株主資本合計	174,447
純資産の部合計	174,447
負債及び純資産の部合計	215,103

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日)	
営業収益		
委託者報酬		111,771
営業収益計		111,771
営業費用		
代行手数料		51,333
外注費		2,905
通信費		17,914
印刷費		5,858
広告宣伝費		1,158
諸会費		447
営業費用計		79,617
一般管理費		
給料手当	1	24,675
旅費交通費		11
地代家賃		3,943
租税公課		1,226
諸経費		3,740
一般管理費計		33,598
営業損失		1,443
営業外収益		
受取利息		0
雑収入		101
営業外収益計		102
経常損失		1,341
税引前中間純損失		1,341
法人税、住民税及び事業税		293
中間純損失		1,634

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	200,000	150,000	150,000	173,917	173,917	176,082	176,082
当中間期変動額							
中間純損失				1,634	1,634	1,634	1,634
当中間期変動額合計				1,634	1,634	1,634	1,634
当中間期末残高	200,000	150,000	150,000	175,552	175,552	174,447	174,447

注記事項**（重要な会計方針）**

その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（中間貸借対照表関係）

1 有形固定資産の減価償却累計額（減損損失累計額を含む）

（単位：千円）

	当中間会計期間 (2020年9月30日)
建物附属設備	4,959
工具器具備品	997

（中間損益計算書関係）

1 関係会社との取引（単位：千円）

	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
出向者人件費当社負担額	18,915
出向者人件費親会社負担額	18,915

なお、出向者人件費親会社負担額については、親会社が負担しているものであり、当社損益計算書には計上されておりません。

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計 期間末株式数	摘要
普通株式	7,000株			7,000株	

（金融商品関係）

当中間会計期間（2020年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照のこと）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	140,143	140,143	
(2) 未収委託者報酬	64,872	64,872	
資産計	205,015	205,015	
(1) 未払金	30,043	30,043	
負債計	30,043	30,043	

（注1）金融商品の時価の算定方法**資産****（1）預金、（2）未収委託者報酬**

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債**（1）未払金**

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	当中間会計期間
敷金	7,490

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

（セグメント情報等）

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

1. セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報**（1）商品及びサービスごとの情報**

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報**営業収益**

内国籍投資信託からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

有形固定資産の全てが本邦に所在しているため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手がないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
1株当たり純資産額	24,921.13円
1株当たり中間純損失金額	223.52円

（注）1．潜在株式調整後1株当たり中間純利益額については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2．1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
中間純損失（千円）	1,634
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る中間純損失（千円）	1,634
普通株式の期中平均株式数（株）	7,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年2月3日

ワイエムアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 阿部 與直
業務執行社員**中間監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているYMアセット・バランスファンド（安定タイプ）の2020年6月24日から2020年12月23日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、YMアセット・バランスファンド（安定タイプ）の2020年12月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2020年6月24日から2020年12月23日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ワイエムアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ワイエムアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

X B R L データは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2021年2月3日

ワイエムアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 阿部 與直**中間監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているYMアセット・バランスファンド（成長タイプ）の2020年6月24日から2020年12月23日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、YMアセット・バランスファンド（成長タイプ）の2020年12月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2020年6月24日から2020年12月23日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ワイエムアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ワイエムアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

X B R L データは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

2020年6月22日

ワイエムアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

阿部 與直

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているワイエムアセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ワイエムアセットマネジメント株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

X B R L データは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

2020年12月1日

ワイエムアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

阿部 與直

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の状況」に掲げられているワイエムアセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第6期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ワイエムアセットマネジメント株式会社の2020年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

X B R L データは監査の対象には含まれていません。